

社会福祉法人備北福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人備北福祉会（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条並びに第11条第1項第3号の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が法人の職員である場合は、この規程は適用しない。

(業務報酬)

第3条 役員等が法人運営のための業務にあたったときは、別表1により報酬及を支給する。

2 前項の業務にあたった日が理事会又は評議員会と同一日であるときは、前項の規定によらず、次条によりその費用を弁償する。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事会又は評議員会に出席したとき、もしくは法人の業務のために出張したときは別表2によりその費用を弁償する。

(委任)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(規程の改正)

第6条 この規程を改正しようとするときは、評議員会の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

1. 平成26年5月29日一部改正。平成26年6月1日から施行。
2. 平成29年6月15日一部改正。同日から適用。

別表1（第3条関係）

報酬の名称	報酬（日額）	備 考
理事長業務報酬	7,500円	3時間を超えるときは倍額とする。
監事業務報酬	5,000円	監査業務実施及び外部組織による指導監査等への立会いのとき。 3時間を超えるときは倍額とする。
その他役員及び評議員業務報酬	5,000円	理事長以外の役員、評議員が、理事長の命を受けて法人業務にあたったとき。 3時間を超えるときは倍額とする。

別表2（第4条関係）

費用弁償の種類	費用弁償額	備 考
交通費	実費額	法人職員の旅費規程による。
日当	5,000円	3時間を超えるとき、及び出張のときは倍額とする。
参加費及び宿泊料	実費額	